

ハッ場ダム住民訴訟通信-87

2013年5月8日発行

去る3月29日、ハッ場ダム東京裁判控訴審の判決下りました(既報)。この判決は、あからさまに被控訴人(行政)に肩入れしたものであり、控訴人(原告)の主張する公金支出の基となる原因行為(治水では基本高水算出計算の虚偽、利水では水道実績の激減)などを無視。「国の求める負担金を地方公共団体は拒否する権限はない」と、見当外れの判例を引用して棄却したものです。いよいよ私たちの口頭弁論が始まります。高橋弁護士(統一弁護団長)の高裁判決分析をお熟読いただき、今後の裁判の推移を見守りましょう。なお、以下の記事は東京の「ストップ!ザハッ場ダムニュース東京」に掲載されたものを、東京の会、高橋弁護士のご了解をいただいて転載するものです。

間違いだらけの高裁判決—事案の異なる判例を引き、事実評価は手抜き

弁護士 高橋利明

先の東京高裁判決は、ハッ場ダムが東京都にとって「仮に『著しく利益を受ける』ものではないと認められる余地があるとしても、これが明白であるとは認められないのであって、」と、住民の主張を退けた。結論は控訴棄却である。住民訴訟で、ここまで立証のレベルを引き上げるならば、国の事業で地方自治体が負担金を支出する事業では、どんなにでたらめな事業でも公金の支出差止め訴訟は有名無実のものとなる。引用判例の選択は意図的であり、到底、許容できるものではない。

1 ハッ場ダムの負担金等支出差止め訴訟のあらまし

- (1) この住民訴訟の基本的な請求の趣旨は、東京都に対し、国が施行するハッ場ダム建設工事に関して、特定多目的ダム法7条に基づく建設負担金の支出の差止を求め、また、河川法63条に基づく受益者負担金の支出の差止を求めるものである。
- (2) この支出の違法の理由は、利水の関係では、東京都の水需要はこの20年来減少の一途をたどっており水余りの現象が続いているので、東京都のハッ場ダム使用権設定申請は取下げるべきであり建設負担金の支出は無用の違法な支出である、とするものである。
- (3) そして、治水の関係では、受益者負担金は、河川法63条が定めるところにより東京都がハッ場ダムによって「著しい利益を受ける」場合に負担すべき義務が発生するのだが、カスリーン台風が再来しても、国土交通省が喧伝するように八斗島地点に毎秒2万2000 m^3 という大洪水は来襲せず、また、同洪水時の江戸川における洪水時の水位低減効果は「数センチメートル」に過ぎず、あるかなしなのであるから受益者負担金の支払い義務を負うものではない、とするものである。
- (4) そして、利水の建設負担金にしても、治水の受益者負担金にしても、国からの請求手続は、国土交通大臣が発する納付通知によって行われるのであるが、住民の訴訟上の基本的な主張は、ハッ場ダム計画そのものの取消を求めているものではなく、また「納付通知」自体の違法性を理由にするものではなかった。あくまでも、東京都の施策として、東京都にとって不要・無用の同ダムの建設費を負担することは地方財政法規上許されないことであると主張してきたのである。

2 3月29日の東京高裁判決

これに対して東京高裁判決は、この訴訟での争点を国土交通大臣が発した「納付通知」が違法であるか否かであると設定し、とりわけて、その違法性は、「行為の外形上違法ないし瑕疵が一見看取できるものでなければならない」とまでその要件を加重した。次に引いた判示は、利水の建設負担金に関するものであるが、治水の受益者負担金についても同様に（52～53頁）、東京都は納付通知に対して審査義務を負わないとした上で、次のように判示した。

「国土交通大臣による上記納付通知について重大かつ明白な違法ないし瑕疵があるなど、当該納付通知が著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重してその内容に応じた被控訴人水道局長による建設費負担金の支出が違法であるということはできないと解するのが相当である。そして、その違法ないし瑕疵が明白であるというためには、行為の外形上違法ないし瑕疵が一見看取できるものでなければならないと解される（最高裁昭和41年（行ツ）第52号同44年2月6日第一小法廷判決・集民94号233頁。）」とした（判決27頁）。

3 何重にも誤っている東京高裁判決

本判決は何重にも誤りを犯している。

- (1) まず、国土交通大臣の納付通知が違法か否かは別にして、東京都にとって不要・無用の建設資金を支出するのは地方財政法に違反することは明らかであり、また、河川法63条では、河川管理施設等の構築により沿川自治体が「著しい利益を受ける」場合にのみ負担義務が生ずるのであるから、この存否こそが訴訟の主要テーマとならなければならないのである。
- (2) そうであるのに、判決は、本件訴訟には最高裁平成4年12月15日判決、いわゆる一日校長事件判決が適用されるとし（判決25頁、40頁）、争点は、専ら、支出の原因行為たる国土交通大臣の納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」がある否かであるとした。その上さらに、上記のとおり、昭和44年判決を引いて、「その違法ないし瑕疵が明白であるというためには、行為の外形上違法ないし瑕疵が一見看取できるものでなければならない」という条件を加重した。
- (3) しかし、判決が引用する一日校長事件判決の事案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、地方自治体の長は、独立した機関としての教育委員会の有する権限内容にまで介入し得ないとされている制度の下で、同委員会が行った処分に伴う財務会計上の措置を採るべきとされた事案である。こうした特別法により首長の支配・関与が制約されている特殊な分野の事案であって、国の公共事業に関しての建設負担金や受益者負担金の支出の当否が問われる事案とは次元を異にする先例である。一日校長事件判決は先例として引用し得る判例ではないのである。この出発点の違いが判決の判断の誤りの根源にあるのである。
- (4) そして、上記の昭和44年の最高裁判決は、法人税の課税処分の無効を争った事案であり、原告（納税者）が課税処分の無効を主張するのであれば、「瑕疵の明白とは処分の外形上客観的に処分庁の誤認が一見看取できるものでなければならない」とされたものであ

って、この事案も本件の先例となる判例ではないことは明白である。

(5) 判決は、上記の事案の異なる判例を引いて住民に厳しい判断基準を取り込むのと裏腹に、地方自治体には、「納付通知に基づく負担を是正解消し得る権限」は、一般的には存在しないと判示しているがその根拠法令は示されていない(判決41～42頁)。地方自治体は国の指示や処分には、ただ従うだけだとの判断が当初から無条件に設定されているのである。

(6) このような法律構成をとっているから、住民側の利水、治水関係の事実主張を排斥する仕方も乱暴である。20年間下がり続けた水需要が今後V字回復するとか、人口が減少しても水需要が減らないという計画を批判しても、都の水道事業計画は「直ちに合理性を欠くものとは認められない。」として排斥する。そして、治水関係では、利根川の上流部の改修がなされていず改修計画もないのであるから、カスリーン台風が再来しても八斗島には2万2000m³の洪水が襲うことはないとの主張に対しては判断を回避する。そして、日本学術会議の検証作業や有識者会議の審議作業を記述して、おしなべて、「重大かつ外形上一見して看取できるような明白な違法ないし瑕疵があるなど、著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」が存在するとは言えないとの判示で締めくくるのである(判決53頁)。冒頭引用の判示部分(判決52頁)もその一例である

本件訴訟の法的な枠組みを決める最高裁判例の引用は意図的で誤り。住民等が主張した事実の評価については手抜き。本判決を最高裁で断罪しなければならない。

茨城裁判控訴審「第1回口頭弁論」へ。司法は行政を裁けるか!?

東京高裁よ、司法の独立を守るチャンスを生かしたまえ。

5月21日、私たちの控訴審もいよいよ口頭弁論に入ります。2010年4月以来「進行協議」を重ねること10回。この間政治は迷走を続け、ダムに頼らない治水対策を諮問するはずの有識者会議も、日本学術会議も、八ッ場ダム検証の場も、弱体化する民主党政権の足元を見て「八ッ場ダム事業の再開」を決めてしまいました。そして昨年末の自公政権の復活。勢いに乗る国交省は「利根川水系・利根川江戸川河川整備計画案」を強引に策定。東京裁判高裁判決は、恥も外聞もなく「行政にひれ伏して」しまいました。

八ッ場ダム裁判は1都5県の市民による一致した戦いです。東京の屍を越え、茨城・栃木・千葉…と続きます。どこかが一矢報いれば勝ちます。必勝へ傍聴席を満席にしましょう。

■八ッ場ダム茨城裁判控訴審「第1回口頭弁論」

日時:5月21日(火)午後3時開廷 場所:東京高等裁判所 825 法廷

弁論:利水・谷萩弁護士、治水・坂本弁護士、地すべり・福田弁護士、遺跡・島弁護士

控訴人意見陳述:塚越恵子さん(高裁が許さない場合もあります)

交通:地下鉄千代田線「霞が関」A-1出口徒歩2分 駐車場も有ります。

※控訴人(原告)は必ずご出席ください。※傍聴席の空白は裁判官の心証を悪くします。奮ってご参加ください。公正な裁判を行うよう見守りましょう。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768